

『事業承継計画』を策定してみませんか？

◆ 事業承継計画とは…

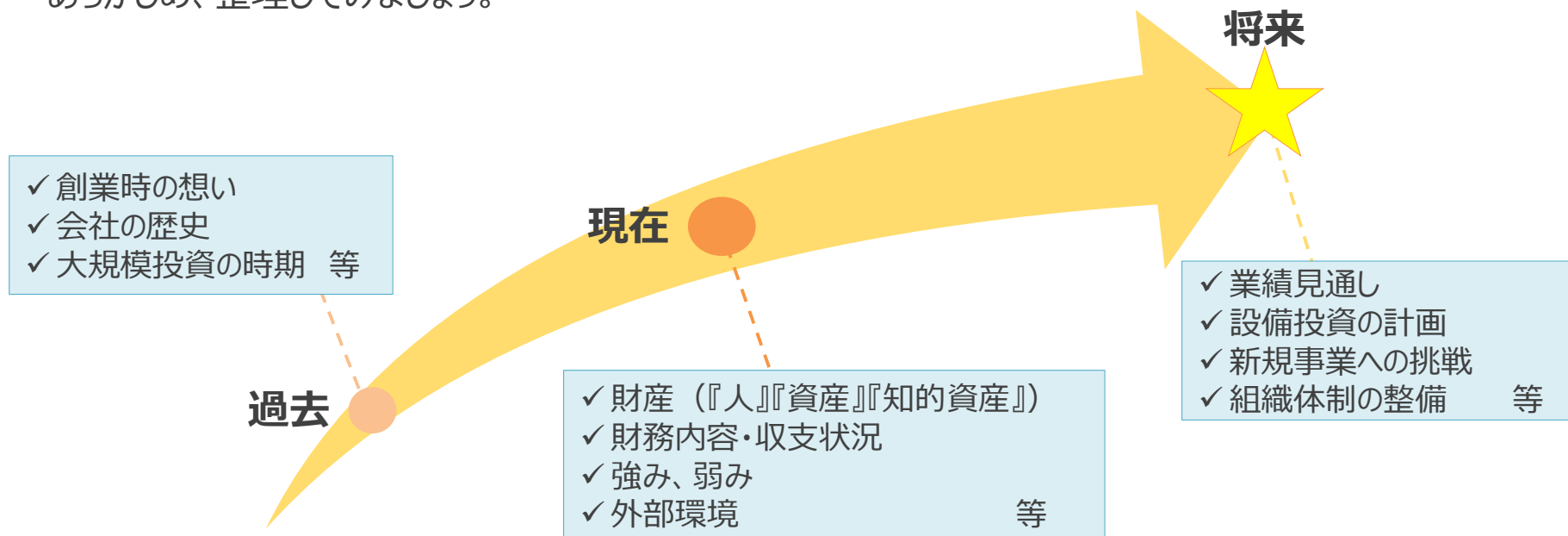
自社を取り巻く状況を踏まえ、**事業承継を着実に進めていくために**策定します。経営者が一人で考えれば良いものではなく、後継者や親族などと共に、取引先や従業員、金融機関等との関係性を考慮しながら策定します。また、中長期的な経営方針、目標などを設定しながら、その中に事業承継の計画を盛り込んでいきます。

【事業承継計画様式】(独)中小企業基盤整備機構 HP

<https://www.smrj.go.jp/tool/supporter/succession1/index.html>

◆ 計画策定の前に…

過去から現在に至るまでの歩み（創業時の想い、会社の歴史等）の振り返りや現状分析をしっかりと行い、将来の業績見通しや環境変化の予測をすることで、事業承継に取り組む上での課題が見えてきます。あらかじめ、整理してみましよう。



『事業承継計画』を策定してみませんか？

- 記載内容は以下のようなイメージです。

【法人について】

- ✓ 事業計画
 - 年目 売上○億円、経常利益○千万
- ✓ 株式・定款等
 - 年目 ○○から株式を買い戻し 等

【現経営者について】

- ✓ 役職
 - 歳 代表取締役を退任、取締役会長に
- ✓ 関係者
 - 歳 家族会議 ○歳 社内へ発表
- ✓ 財産の分配
 - 歳 遺言の作成
- ✓ 株式
 - 歳 黄金株の導入、株式○%を移転
 - 歳 全ての株式を後継者に移転 等

【後継者について】

- ✓ 役職
 - 歳 取締役 ⇒ ○歳 常務 ⇒ ○歳 社長
- ✓ 後継者育成
 - 歳 本社の統轄責任者に任命
 - 歳 取引先の協力会役員に就任
- ✓ 株式
 - 歳 ○%保有
 - 歳 全ての株式を保有 等

社名	中小株式会社										後継者	親族内	親族外	
基本方針	①中小太郎から、長男一郎への親族内承継。 ②5年目に社長交代。(代表権を一部に譲り、太郎は会長へ就任し、10年目には完全に引退) ③10年間のアドバイザーを弁護士と税理士に依頼													
事業計画	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
	売上高	8億円					9億円					12億円		
	経常利益	3千万円					3千5百万円					5千万円		
会社	定款・株式・その他		相続人に対する希求請求の導入							親族保有株式を配当優先無議決権株式化				
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職	社長					→ 会長			→ 相談役			→ 引退	
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に紹介		役員の刷新							
	後継者教育	後継者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継												
	株式・財産の分配							公正証書遺言の作成						
後継者	持株(%)	70%	65%	60%	55%	50%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
		毎年贈与(暦年課税制度)						→	事業承継税制					
後継者	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳		
	役職		取締役				→ 専務		→ 社長					
	後継者教育	社内	工場	営業部門	本社管理部門		経営者とコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継							
		社外	外部の研修受講	経営革新塾										
後継者	持株(%)	0%	5%	10%	15%	20%	70%	70%	70%	70%	70%	70%		
		毎年贈与(暦年課税制度)						→	事業承継税制	→ 納税猶予				
補足	・5年目の贈与時に事業承継税制の活用を検討。 ・遺留分に配慮して遺言書を作成(配偶者へは自宅不動産と現預金、次男・長女へは現預金を配分)。 ・一郎以外の株主(次男・長女)の保有株式を配当優先株式化することで均衡を図る。													

※出典 中小企業庁 事業承継マニュアルより抜粋

事業承継に関するお悩みがございましたら、まずは商工中金の各営業担当者までご相談ください。